

年 月 日

木古内町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙

候補者

選挙運動用自動車使用契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用契約を締結したので、木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年木古内町条例第19号）第3条の規定により届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	円	

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
			自動車登録番号又は車両番号	借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	年 月 日			年 月 日 ～ 年 月 日	円	1日 円 × 日間
燃料の購入(ガソリン・軽油)	年 月 日			燃料供給量 リットル	円	1リットル 円 × リットル× 日間
運転手の雇用	年 月 日			年 月 日 ～ 年 月 日	円	1日 円 × 日間
	年 月 日			年 月 日 ～ 年 月 日	円	1日 円 × 日間

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「自動車登録番号又は車両番号」には、「自動車の借入れ」にあっては借り入れる選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「燃料の購入」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載し、「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料の購入」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 2の「備考」欄には、契約金額の内容（契約単価、日数）を記載してください。

年 月 日

木古内町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙

候補者

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので、木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年木古内町条例第19号）第7条の規定により届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当たり単価	
年 月 日		枚	円	円	
年 月 日		枚	円	円	

備考 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

年 月 日

木古内町選挙管理委員会委員長

様

年 月 日執行 選挙

候補者

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので、木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年木古内町条例第19号）第10条の規定により届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当たり単価	
年 月 日		枚	円	円	
年 月 日		枚	円	円	

備考 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

年 月 日

木古内町選挙管理委員会委員長

様

年 月 日執行 選挙

候補者

## 選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の選挙運動用自動車の燃料代につき、木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年木古内町条例第19号）第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

## 記

契約年月日	年 月 日
契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
燃料の種類	ガソリン ・ 軽油
燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	
確認申請金額	円

区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累計金額 (A)	円	円
今回の購入金額 (B)	円	円
燃料代計 (A) + (B)	円	円
備考		

## 備考

- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に提出してください。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、選挙運動用自動車使用契約届出書（別記第1号様式）に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累計金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

年 月 日

木古内町選挙管理委員会委員長

様

年 月 日執行 選挙

候補者

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラの作成枚数につき、木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年木古内町条例第19号）第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

契約年月日	年 月 日
契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
確認申請枚数	枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累計枚数 (A)	枚	枚
今回の枚数 (B)	枚	枚
枚数計 (A) + (B)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ビラの作成業者ごとに別々に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

年 月 日

木古内町選挙管理委員会委員長

様

年 月 日執行 選挙

候補者

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスターの作成枚数につき、木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年木古内町条例第19号）第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

契約年月日	年 月 日
契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
確認申請枚数	枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (A)	枚	枚
今回の枚数 (B)	枚	枚
枚数計 (A) + (B)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ポスターの作成業者ごとに別々に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

（候補者⇒契約業者等⇒選挙管理委員会）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者 印

記

運送等契約区分 （該当する方の番号に） ○印をしてください	1 一般乗用旅客自動車運送運送事業者との運送契約による場合		
	2 上記1に掲げる場合以外の場合		
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名			
自動車登録番号又は 車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
合計		円	

備考

- 1 この証明書は、選挙運動用自動車の使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が木古内町に支払を請求するときは、この証明書を請求書（選挙運動用自動車の使用）（別記第15号様式）に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、木古内町に支払を請求することはできません。
- 4 同一の日において一般乗用旅客自動車運送運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 6 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、木古内町に支払を請求することができません。

（候補者⇒契約業者⇒選挙管理委員会）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり選挙運動用自動車の燃料の供給を受けたことを証明します。

年 月 日  
年 月 日執行 選挙  
候補者 印

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	自動車登録番号 又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
合計		リットル	円	
契約単価（税込）		/	円	

備考

- 1 この証明書は、選挙運動用自動車の燃料の供給の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添付のうえ、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車契約届出書（別記第1号様式）に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「自動車登録番号又は車両番号」、「燃料供給量」及び「燃料供給金額」欄には、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 「合計」欄には「燃料供給量」及び「燃料供給金額」の合計、「契約単価（税込）」欄には選挙運動用自動車契約届出書（別記第1号様式）の2の備考欄に記載された契約単価をそれぞれ記載してください。
- 5 燃料供給業者が木古内町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書（選挙運動用自動車の使用）（別記第15号様式）に添付してください。
- 6 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、木古内町に支払を請求することはできません。
- 7 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された選挙運動用自動車燃料代確認書（別記第7号様式）に記載された金額までです。
- 8 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

（候補者⇒運転手⇒選挙管理委員会）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり選挙運動用自動車の運転手を雇用したことを証明します。

年 月 日  
年 月 日執行 選挙  
候補者 印

記

運転手	住所		
	氏名		
雇用年月日		報酬の額	備考
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
合計		円	

備考

- 1 この証明書は、選挙運動用自動車の運転手の雇用実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が木古内町に支払を請求するときは、この証明書を請求書（選挙運動用自動車の使用）（別記第15号様式）に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、木古内町に支払を請求することはできません。
- 4 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定した1人のみについて記載してください。
- 5 候補者の指定した運転手以外の運転手は、木古内町に支払を請求することができません。

別記第13号様式（第5条関係）

（候補者⇒契約業者⇒選挙管理委員会）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したことを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者 印

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円

備考

- 1 この証明書は、選挙運動用ビラの作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が木古内町に支払を請求するときは、この証明書を請求書（選挙運動用ビラの作成）（別記第16号様式）に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、木古内町に支払を請求することはできません。
- 4 「作成金額」欄には、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載してください。

別記第 1 4 号様式 (第 5 条関係)

(候補者⇒契約業者⇒選挙管理委員会)

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したことを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者 印

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙におけるポスター掲示場数	箇所

備考

- 1 この証明書は、選挙運動用ポスターの作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が木古内町に支払を請求するときは、この証明書を請求書（選挙運動用ポスターの作成）（別記第 1 7 号様式）に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、木古内町に支払を請求することはできません。
- 4 「作成金額」欄には、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載してください。

請求書（選挙運動用自動車の使用）

年 月 日

木古内町長 様

住所

氏名又は名称

印

（法人にあってはその代表者の氏名）

木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年木古内町条例第19号）第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

請求金額	円	
内訳	別紙請求内訳書のとおり	
選挙の種類	年 月 日執行	選挙
候補者の氏名		
振込先	金融機関名（本支店名）	
	（フリガナ） 口座名義人	（ ）
	口座番号	
	口座種類	

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車証明書（別記第10号から別記第12号様式まで）（燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書（別記第7号様式）及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、選挙運動用自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、木古内町に支払を請求することはできません。

（契約業者⇒選挙管理委員会）

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使用年月日	運送金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
年 月 日	円×1台 円	円×1台 円	円	
年 月 日	円×1台 円	円×1台 円	円	
年 月 日	円×1台 円	円×1台 円	円	
年 月 日	円×1台 円	円×1台 円	円	
年 月 日	円×1台 円	円×1台 円	円	
合計			円	

備考

- 「運送金額（A）」欄には、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載してください。
- 「請求金額（C）」欄には、運送金額（A）又は基準限度額（B）のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

（契約業者等⇒選挙管理委員会）

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約により自動車を使用した場合）

（1）自動車の借入れ

使用年月日	借入金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
年 月 日	= 円×1台 円	= 円×1台 円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	= 円×1台 円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	= 円×1台 円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	= 円×1台 円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	= 円×1台 円	円	
合計			円	

備考

- 「借入金額（A）」欄には、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載してください。
- 「請求金額（C）」欄には、借入金額（A）又は基準限度額（B）のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

（契約業者⇒選挙管理委員会）

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約により自動車を使用した場合）

（2）燃料代

販売年月日	自動車登録番号 又は車両番号	販売金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
年 月 日		円× = リットル 円	/	/	
年 月 日		円× = リットル 円			
年 月 日		円× = リットル 円			
年 月 日		円× = リットル 円			
年 月 日		円× = リットル 円			
合計		円	円	円	

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、木古内町選挙管理委員会が交付した選挙運動用自動車燃料代確認書（別記第 7 号様式）に記載されている選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 2 「自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車使用契約届出書（別記様式第 1 号）に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「自動車登録番号又は車両番号」及び「販売金額（A）」欄には、燃料を販売した日ごとに記載してください。
- 4 「基準限度額（B）」欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書（別記第 7 号様式）に記載された確認金額を記載してください。
- 5 「請求金額（C）」欄には、販売金額（A）の合計欄又は基準限度額（B）の合計欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

（運転手⇒選挙管理委員会）

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約により自動車を使用した場合）

（3）運転手

雇用年月日	報酬 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
合計				

備考 「請求金額（C）」欄には、報酬（A）又は基準限度額（B）のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求書（選挙運動用ビラの作成）

年 月 日

木古内町長 様

住所  
氏名又は名称 印  
（法人にあってはその代表者の氏名）

木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 2 年木古内町条例第 1 9 号）第 8 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

請求金額	円	
内訳	別紙請求内訳書のとおり	
選挙の種類	年 月 日執行	選挙
候補者の氏名		
振込先	金融機関名（本支店名）	
	（フリガナ） 口座名義人	（ ）
	口座番号	
	口座種類	

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、木古内町選挙管理委員会が交付した選挙運動用ビラ作成枚数確認書（別記第 8 号様式）に記載されている確認枚数に係る選挙運動用ビラ作成費用に限られています。
- 2 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書（別記第 8 号様式）及び選挙運動用ビラ作成証明書（別記第 1 3 号様式）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、木古内町に支払を請求することはできません。
- 4 請求金額には、別紙請求内訳書（I）欄の金額を記載してください。
- 5 この請求書には、作成したビラの見本 1 枚（2 種類の場合には、各 1 枚）を添付してください。

請求内訳書

印刷金額			基準限度額			請求金額			備考
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
(A)	(B)	(A) × (B) = (C)	(D)	(E)	(D) × (E) = (F)	(G)	(H)	(G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 「印刷金額」欄には、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載してください。
- 2 「(E)」欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書（別記第8号様式）に記載されている確認枚数を記載してください。
- 3 「(G)」欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 「(H)」欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

（契約業者⇒選挙管理委員会）

請求書（選挙運動用ポスターの作成）

年 月 日

木古内町長 様

住所  
氏名又は名称 印  
（法人にあってはその代表者の氏名）

木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 2 年木古内町条例第 19 号）第 11 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

請求金額	円	
内訳	別紙請求内訳書のとおり	
選挙の種類	年 月 日執行	選挙
候補者の氏名		
振込先	金融機関名（本支店名）	
	（フリガナ） 口座名義人	（ ）
	口座番号	
	口座種類	

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、木古内町選挙管理委員会が交付した選挙運動用ポスター作成枚数確認書（別記第 9 号様式）に記載されている確認枚数に係る選挙運動用ポスター作成費用に限られています。
- 2 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書（別記第 9 号様式）及び選挙運動用ポスター作成証明書（別記第 14 号様式）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、木古内町に支払を請求することはできません。
- 4 請求金額には、別紙請求内訳書（I）欄の金額を記載してください。
- 5 この請求書には、作成したポスターの見本 1 枚を添付してください。

請求内訳書

当該選挙 における ポスター 掲示場数	印刷金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄には、選挙運動用ポスター作成証明書（別記第14号様式）に記載されている掲示場数を記載してください。
- 2 「印刷金額」欄には、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載してください。
- 3 「(E)」欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書（別記第9号様式）に記載されている確認枚数を記載してください。
- 4 「(G)」欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 「(H)」欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。